

移住ガイドブック制作 仕様書

1. 目的

能代市では、移住定住環境整備事業を実施しており、能代市の情報発信や首都圏等での移住PR、移住相談窓口での相談対応を行うほか、補助事業の実施や、移住体験ツアーの催行、移住交流サロンの開催等により、移住定住の促進を図っている。

移住ガイドブックは、移住検討の初期の段階で触れるものであり、本市の具体的な魅力や特徴が伝わる内容でなければならない。現行のガイドブックは令和3年度に制作したものであることから情報を更新するとともに、より充実した内容を盛り込むため、全面改訂する。

2. 適用範囲

本仕様書は、移住ガイドブック制作について適用する。

3. 適用基準及び疑義

本業務の履行にあたっては、本仕様書のほか、能代市財務規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。また、募集要項及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都度市との協議の上、業務を遂行するものとする。

4. 納入期限

令和6年12月27日まで

5. 業務内容

(1) ガイドブックの制作

① ガイドブックの概要

季節ごとの暮らしや自然環境、食などの地域文化、子育て環境の紹介、起業や就職した方のインタビューなど、本市に住むことを具体的にイメージできる誌面とする。

② ガイドブックの規格

ア 品名	能代市移住ガイドブック
イ 部数	1,500部
ウ 大きさ	B5判 20ページ程度（表紙共紙）中とじ （具体的な大きさ、ページ数は企画提案による）
エ 印刷方式	4色両面フルカラー

オ 紙 質 コート紙 62.5 kg以上

カ 校 正 3回以上（受注者との協議による）

③ ガイドブックに掲載するコンテンツの選定、取材

ア 掲載するコンテンツの選定にあたっては、受注者の実績と経験を基にするほか、市と協議して決定すること。

イ 掲載するコンテンツについては、原則、受注者が写真撮影を含めた取材等を行う。ただし、契約期間外であることなどの事情により写真撮影が困難な場合においては、写真撮影を割愛することができる。

④ ガイドブックの編集・デザイン

ア 取材等に基づき原稿を作成し、「ガイドブックの概要」に沿った誌面となるよう、編集を行う。編集内容については、市と調整して決定する。

イ 市から掲載を指示されたものについては、市と調整して編集、デザインに含める。

⑤ その他

ア 写真、情報等は市所有、受注者取材等によるものを使用する。第三者が所有する写真、情報等を使用する場合、受注者が当該第三者と調整したうえで、受注者が準備する。

イ 紹介文については、受注者が、市と調整して作成する

ウ 有料モデル、有償写真などを使用する場合、市と協議の上、受注者の負担により、受注者が調整する。

エ 地図、イラスト、ロゴ等については、受注者が、市と調整して作成する。

オ 企画、編集、制作者として受注者のクレジット記載を希望する場合、企画提案時に申し出ること。

(2) ガイドブックの納品

成果品については、能代市移住定住推進課へ納品する。

①製本した冊子：1，500部

②電子データ（PDF形式により冊子と同じもの）：電子媒体（CD-R等）
1部

6 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

① 受注者は、本業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

② 受注者は、本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、書面により能代市の承認を得なければならない。

- ③ 能代市は、前項の書面の提出があった場合において、その内容を不相当と認めるときは、受注者に対し変更を求めることができる。

(2) 成果品の利用及び著作権

- ① 成果品の著作権は、市と受注者の共同保有とする。

ただし、ガイドブックに掲載している写真等第三者が保有している著作物の著作権は当該第三者に留保される。

また、受注者が保有している写真等の権利については、受注者に帰属される。

- ② 成果品について、市は、移住定住促進のため、冊子については配布、電子データについてはホームページで公表する。

(3) 業務の履行に関する措置

能代市は本業務（再委託等した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受注者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に能代市に書面で通知しなければならない。

(4) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、能代市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。